

## 各地域における建設発生土の発生状況

### 1. 各区分における発注機関

県内の土木事務所の管轄地域から、県を8地域に区分し、過去4年間（令和元年度～令和4年度）の県発注工事から発生した建設発生土の発生量、現場内利用量、現場外利用量及び最終処分量、有効利用率<sup>1</sup>、有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量、土質区分別割合の地域別の特徴を以下に示す。

県発注工事の対象範囲は、発注機関が県関連部局、組織の工事とし、県内の市町村による発注工事は対象外とした。表1に、各地域区分において集計の対象とした発注機関を示す。なお、発注機関の管轄が複数の地域にまたがる場合、工事施工箇所の住所から該当する地域を決定した。

表 1 各地域区分の発注機関

地域区分	発注機関
下田土木事務所管内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下田土木事務所</li> <li>・ 賀茂農林事務所</li> <li>・ その他県部局等（施工箇所による）</li> </ul>
熱海土木事務所管内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱海土木事務所</li> <li>・ 東部農林事務所（施工箇所による）</li> </ul>
沼津土木事務所管内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沼津土木事務所</li> <li>・ 東部農林事務所（施工箇所による）</li> <li>・ 企業局東部事務所（施工箇所による）</li> <li>・ 企業局東部事務所柿田川支所</li> <li>・ その他県部局等（施工箇所による）</li> </ul>
富士土木事務所管内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士土木事務所</li> <li>・ 富士農林事務所</li> <li>・ 田子の浦港管理事務所</li> <li>・ 企業局東部事務所（施工箇所による）</li> <li>・ その他県部局等（施工箇所による）</li> </ul>
静岡土木事務所管内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡土木事務所</li> <li>・ 中部農林事務所</li> <li>・ 清水港管理局</li> <li>・ 企業局東部事務所（施工箇所による）</li> <li>・ その他県部局等（施工箇所による）</li> </ul>
島田土木事務所管内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島田土木事務所</li> <li>・ 志太榛原農林事務所</li> <li>・ 焼津漁港管理事務所</li> <li>・ 企業局西部事務所（施工箇所による）</li> <li>・ その他県部局等（施工箇所による）</li> </ul>
袋井土木事務所管内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 袋井土木事務所</li> <li>・ 中遠農林事務所</li> <li>・ 御前崎港管理事務所</li> <li>・ 企業局西部事務所（施工箇所による）</li> <li>・ その他県部局等（施工箇所による）</li> </ul>
浜松土木事務所管内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜松土木事務所</li> <li>・ 西部農林事務所</li> <li>・ 西部農林事務所天竜農林局</li> <li>・ 企業局西部事務所西遠支所</li> <li>・ 企業局西部事務所（施工箇所による）</li> <li>・ その他県部局等（施工箇所による）</li> </ul>

<sup>1</sup> 有効利用量（現場内利用量＋現場外利用量）÷発生量

## 2. 各地域における建設発生土の発生状況

### (1) 下田土木事務所管内

#### a) 土量・土質区分の現状

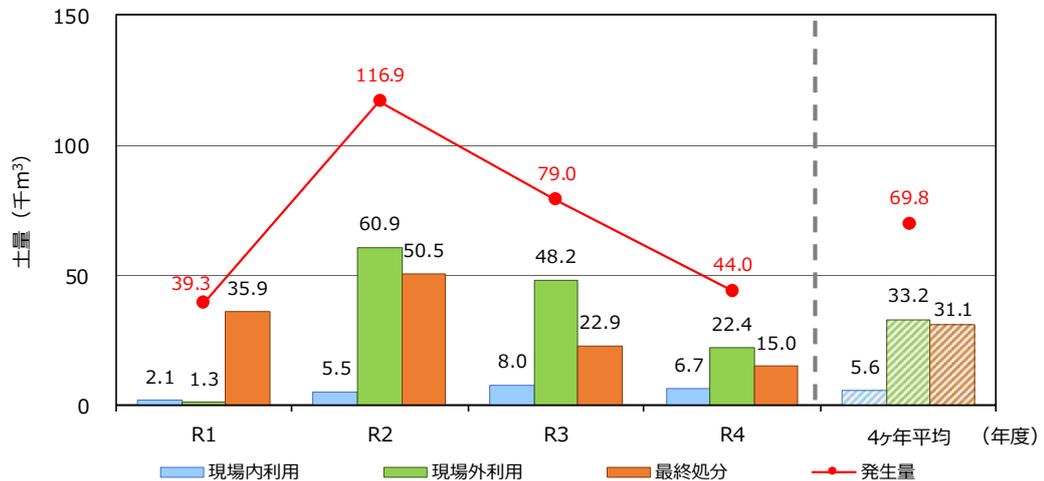
- ・ 過去4年間の発生量は40～120千 $m^3$ であり、令和2年度に増加したが、その後は減少傾向にある。
- ・ 発生土の土質区分は、第1種及び第2種建設発生土の合計で約4～9割を占める。また、年度によっては浚渫土の割合が約3～5割を占める。
- ・ 過去4年間の最終処分量は15～50千 $m^3$ であり、発生量同様に令和2年度に増加し、その後は減少傾向にある。
- ・ 最終処分される土の土質区分は、第1種及び第2種建設発生土の合計で約4～7割を占める一方、浚渫土も約3～6割と比較的高い。

#### b) 有効利用率

- ・ 過去4年間の有効利用率は9～71%（平均51%）とばらつきがあるが、いずれも県の目標値80%には至っていない。

#### c) スtockヤードの対応

- ・ 有効利用率80%を達成するためには、目安として年間でおおよそ17.1千 $m^3$ の土砂をStockヤード等で有効利用する必要がある。
- ・ Stockヤードの受入対象土砂として、まずは第1種及び第2種建設発生土を対象としつつ、必要に応じて浚渫土が受入可能となる土質改良機能を追加することが望ましい。



下田土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	9%	57%	71%	66%	51%
追加有効利用量 (千 $m^3$ )	28.0	27.1	7.0	6.1	17.1

図 2.1 建設発生土 発生状況 (下田土木事務所)

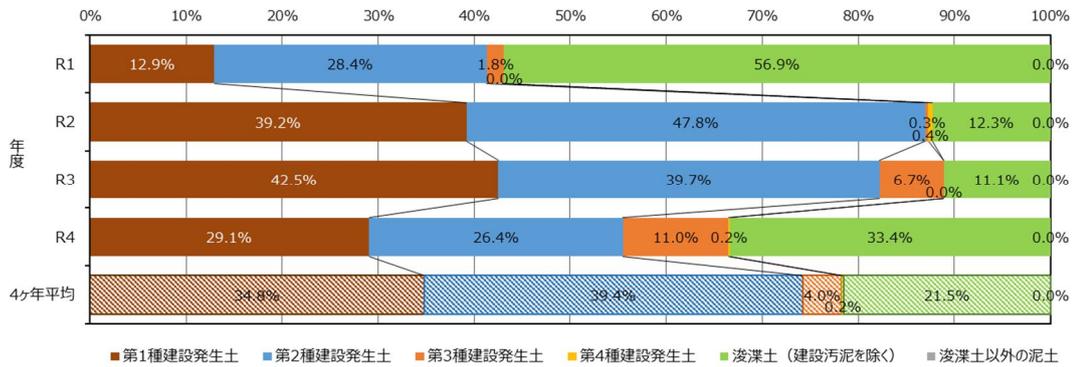
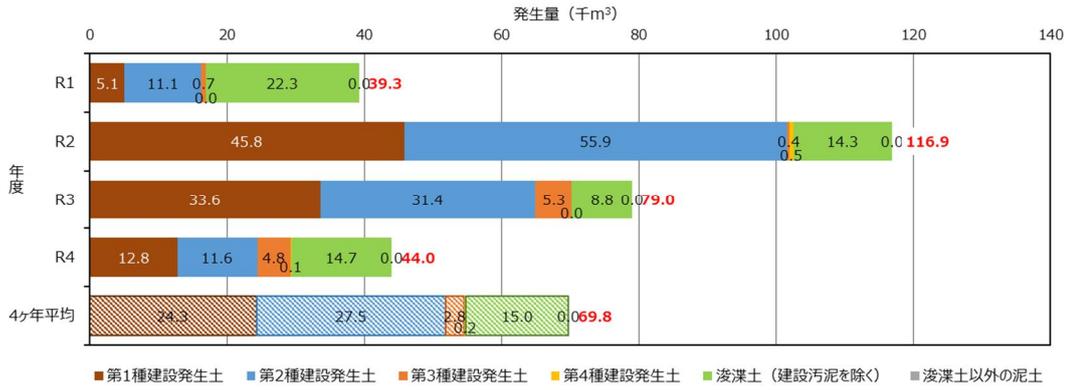


図 2.2 発生量 土質区分別内訳 (下田土木事務所)

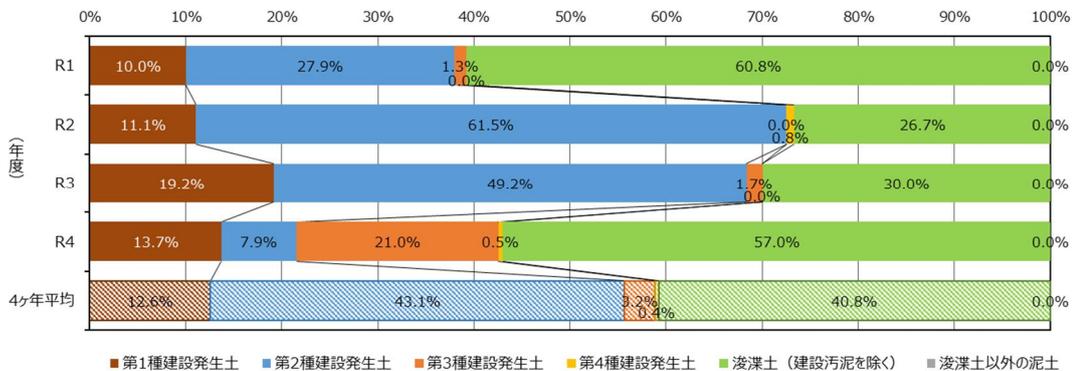
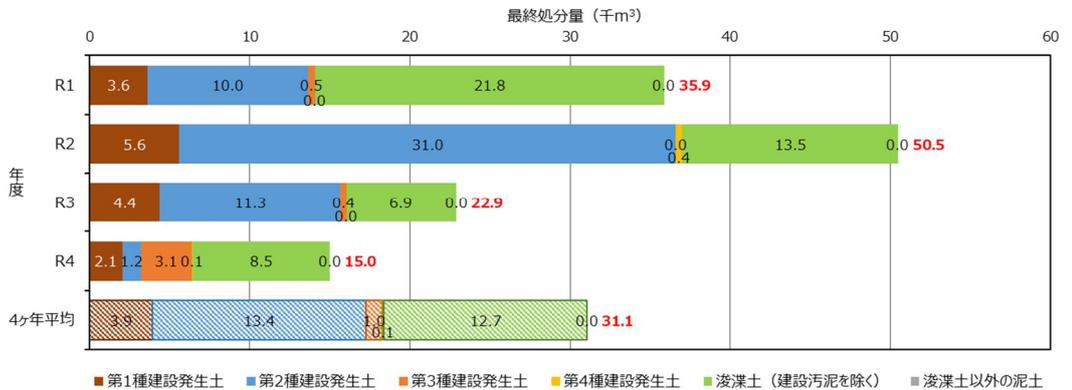


図 2.3 最終処分量 土質区分別内訳 (下田土木事務所)

(2) 熱海土木事務所管内

a) 土量・土質区分の現状

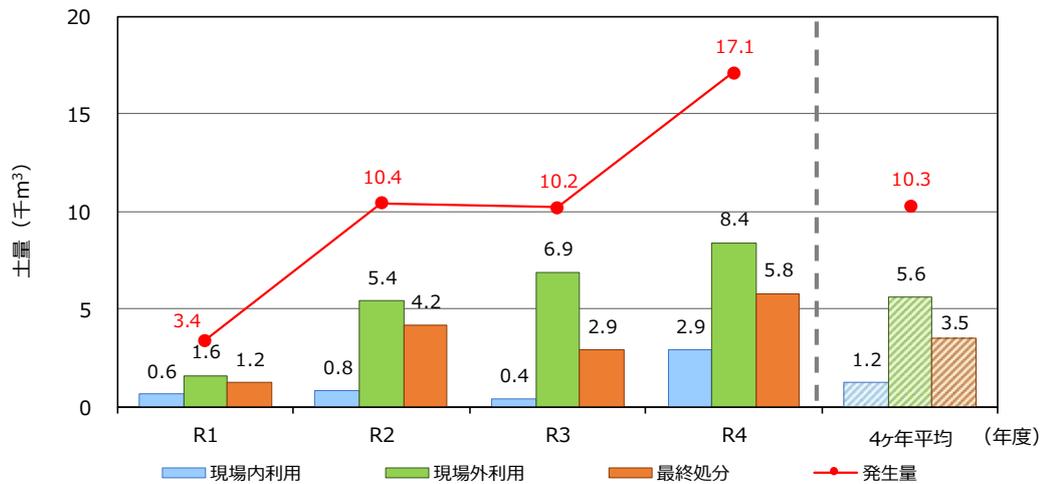
- ・ 過去4年間の発生量は3～20千m<sup>3</sup>であり、令和元年度以降増加傾向にある。
- ・ 発生土の土質区分は、第1種及び第2種建設発生土の合計で約5～8割を占める。
- ・ 過去4年間の最終処分量は1～5千m<sup>3</sup>であり、ばらつきがある。
- ・ 最終処分される土の土質区分は第1種から第3種建設発生土の合計で約7～10割を占める。また、令和2年度には浚渫土以外の泥土が3割を占めた。

b) 有効利用率

- ・ 過去4年間の有効利用率は60～72%（平均65%）で横ばいの傾向にあり、いずれも県の目標値80%には至っていない。

c) スtockヤードの対応

- ・ 有効利用率80%を達成するためには、目安として年間でおおよそ1.5千m<sup>3</sup>の土砂をStockヤード等で有効利用する必要がある。
- ・ Stockヤードの受入対象土砂として、第1種又は第2種建設発生土を対象とし、必要に応じて第3種建設発生土も対象とすることが望ましい。



熱海土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	65%	60%	72%	66%	65%
追加有効利用量 (千m <sup>3</sup> )	0.5	2.1	0.9	2.4	1.5

図 2.4 建設発生土 発生状況 (熱海土木事務所)

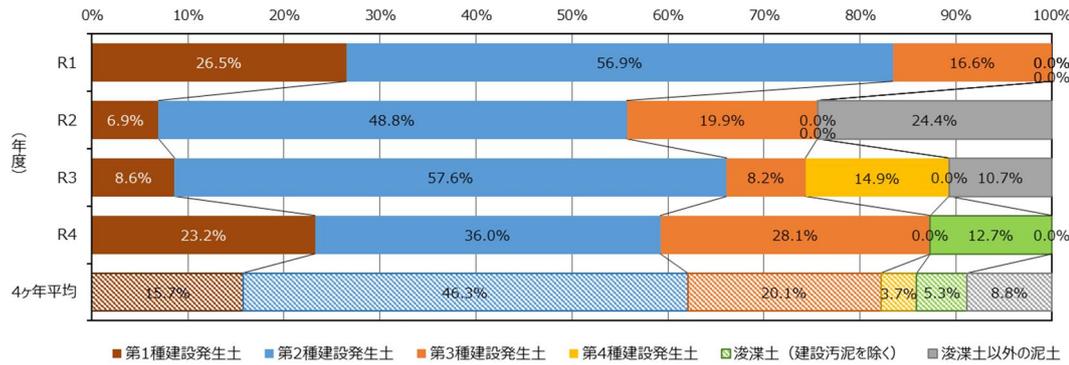
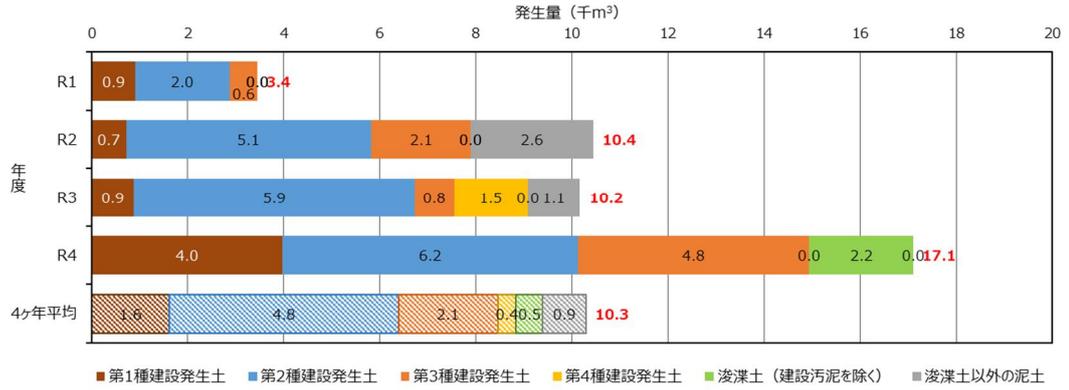


図 2.5 発生量 土質区分別内訳 (熱海土木事務所)

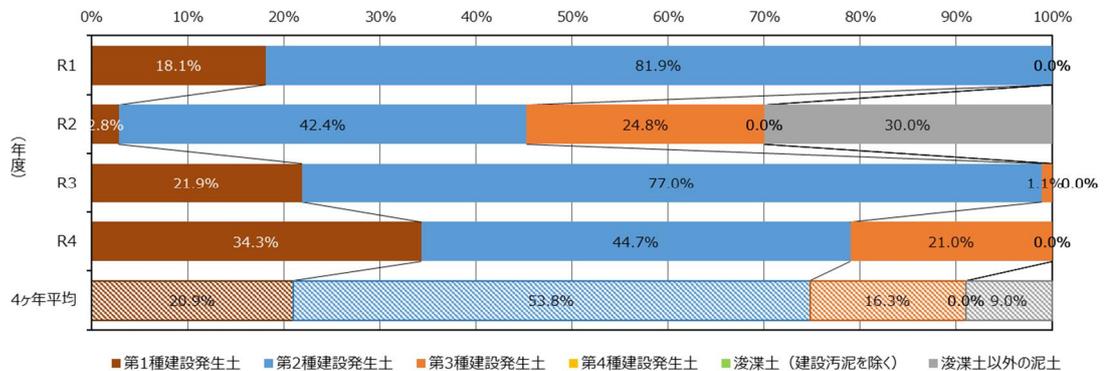
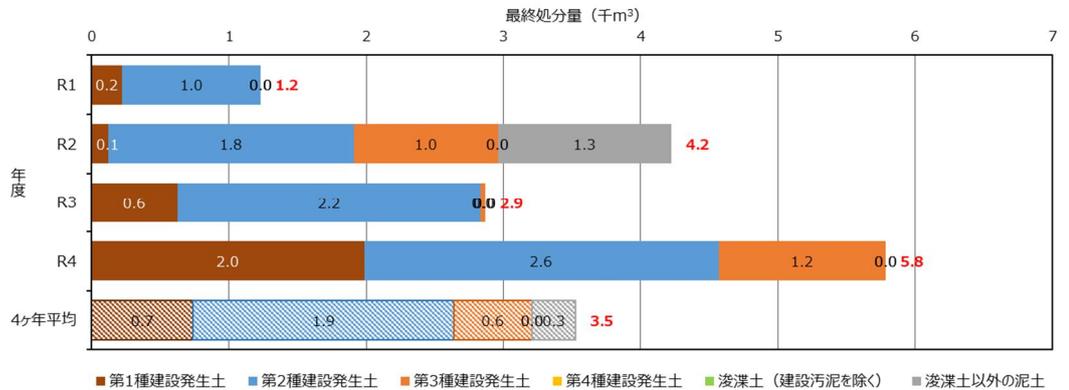


図 2.6 最終処分量 土質区分別内訳 (熱海土木事務所)

(3) 沼津土木事務所管内

a) 土量・土質区分の現状

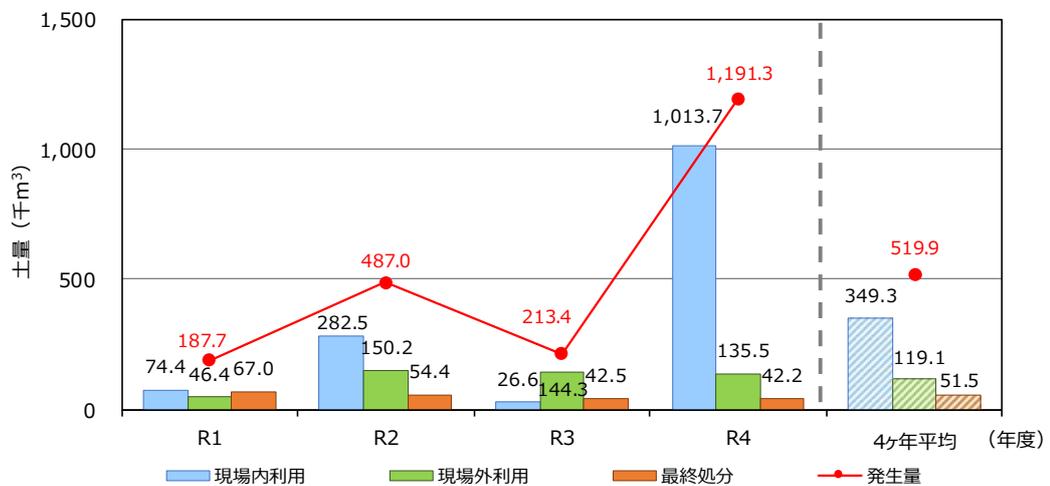
- ・ 過去4年間の発生量は190～1,190千m<sup>3</sup>であり、令和4年度に急増した。
- ・ 発生土の土質区分は、第1種から第3種建設発生土の合計で9割以上を占める。
- ・ 過去4年間の最終処分量は40～70千m<sup>3</sup>であり、令和元年度以降減少傾向にある。
- ・ 最終処分される土の土質区分は、第1種から第3種建設発生土の合計で約7～9割を占める。また、令和4年度を除き、第4種建設発生土は約1割を占める。

b) 有効利用率

- ・ 過去4年間の有効利用率は64～96%（平均82%）であり、令和2年度以降は県の目標値を達成している。

c) スtockヤードの対応

- ・ 有効利用率80%を達成するためには、目安として年間でおよそ29.4千m<sup>3</sup>の土砂をStockヤード等で有効利用する必要がある。
- ・ Stockヤードの受入対象土砂として、主に第1種又は第2種建設発生土を対象とすることが望ましい。



沼津土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	64%	89%	80%	96%	82%
追加有効利用量 (千m <sup>3</sup> )	29.4	—	—	—	29.4

※有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量は、有効利用率80%を達成しなかった年度の平均で算出した。

図 2.7 建設発生土 発生状況 (沼津土木事務所)

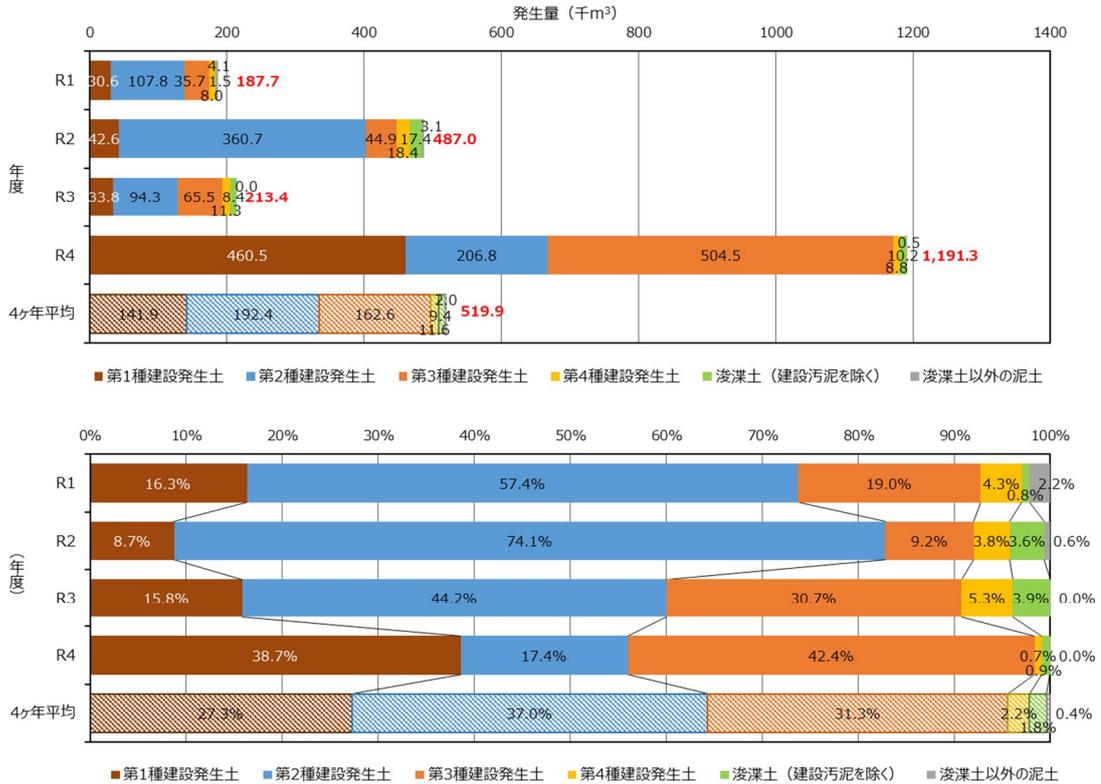


図 2.8 発生量 土質区分別内訳 (沼津土木事務所)

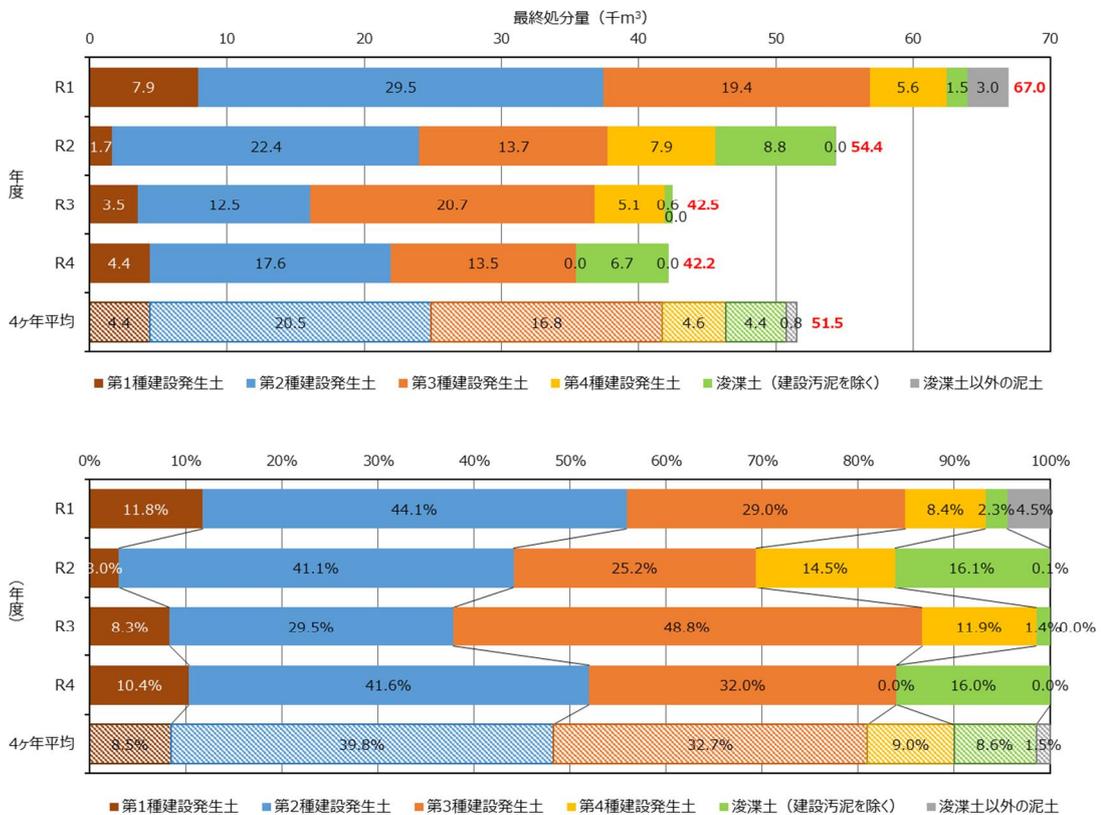


図 2.9 最終処分量 土質区分別内訳 (沼津土木事務所)

#### (4) 富士土木事務所管内

##### a) 土量・土質区分の現状

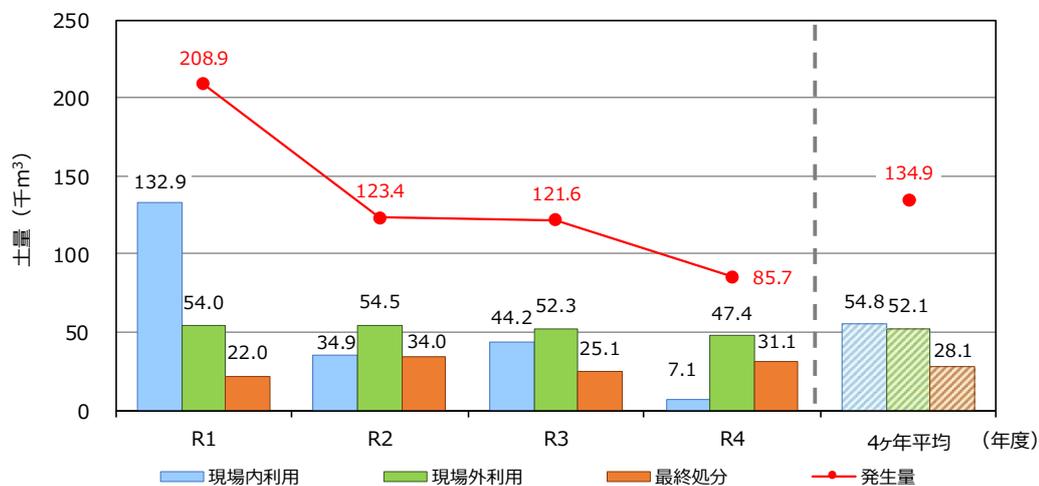
- ・ 過去4年間の発生量は85～210千m<sup>3</sup>であり、令和元年度以降減少傾向にある。
- ・ 発生土の土質区分は、第1種から第3建設発生土の合計で約4～7割を占め、一方で浚渫土の割合が約2～4割を占める。
- ・ 過去4年間の最終処分量は20～35千m<sup>3</sup>であり、年度によってばらつきがある。
- ・ 最終処分される土の土質区分は、第4種建設発生土以下の土砂の合計で約3～6割を占める。また、年度によっては第1種建設発生土が約3～5割を占める場合もある。

##### b) 有効利用率

- ・ 過去4年間の有効利用率は64～89%（平均76%）であり、令和元年度は県の目標を上回っていたが、以降は県の目標値に至っていない。

##### c) スtockヤードの対応

- ・ 有効利用率80%を達成するためには、目安として年間でおよそ8.1千m<sup>3</sup>の土砂をStockヤード等で有効利用する必要がある。
- ・ Stockヤードの受入対象土砂として、主に第1種から第3種建設発生土を対象とするのが望ましい。



富士土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	89%	72%	79%	64%	76%
追加有効利用量 (千m <sup>3</sup> )	-	9.3	0.8	14.1	8.1

※有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量は、有効利用率80%を達成しなかった年度の平均で算出した。

図 2.10 建設発生土 発生状況（富士土木事務所）

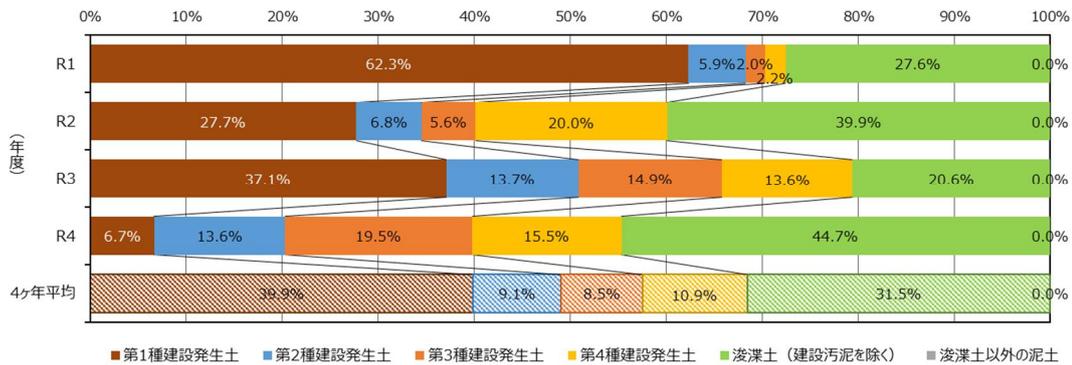
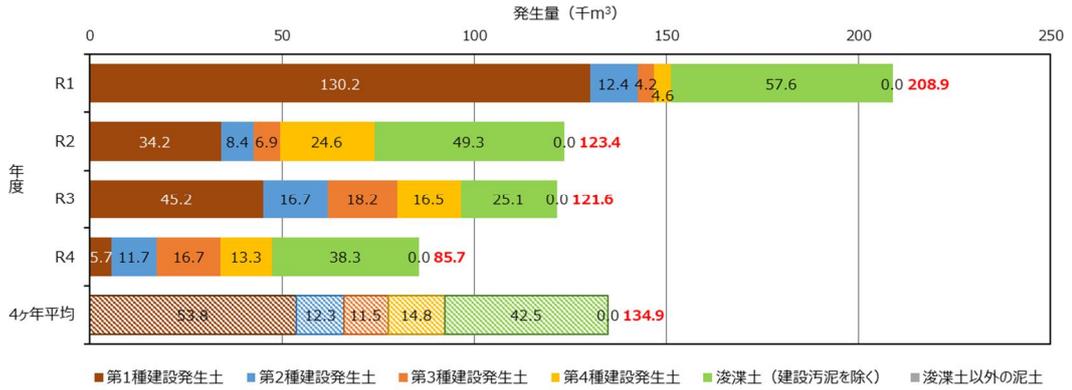


図 2.11 発生量 土質区分別内訳 (富士土木事務所)

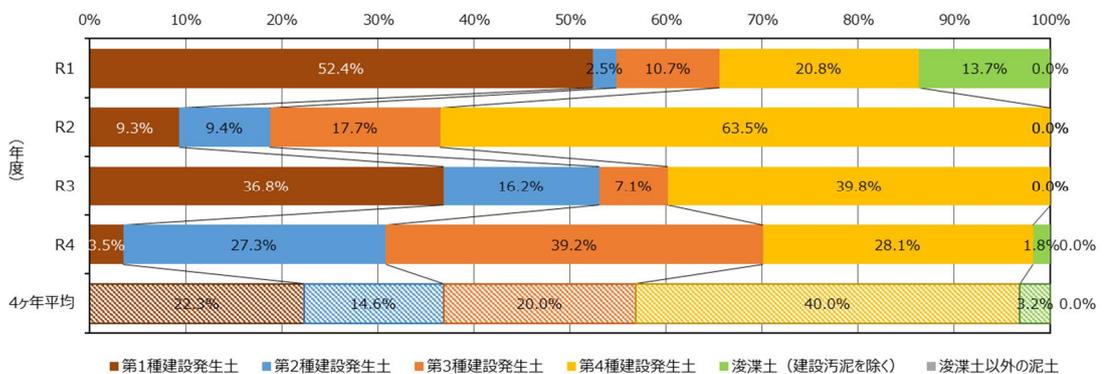


図 2.12 最終処分量 土質区分別内訳 (富士土木事務所)

(5) 静岡土木事務所管内

a) 土量・土質区分の現状

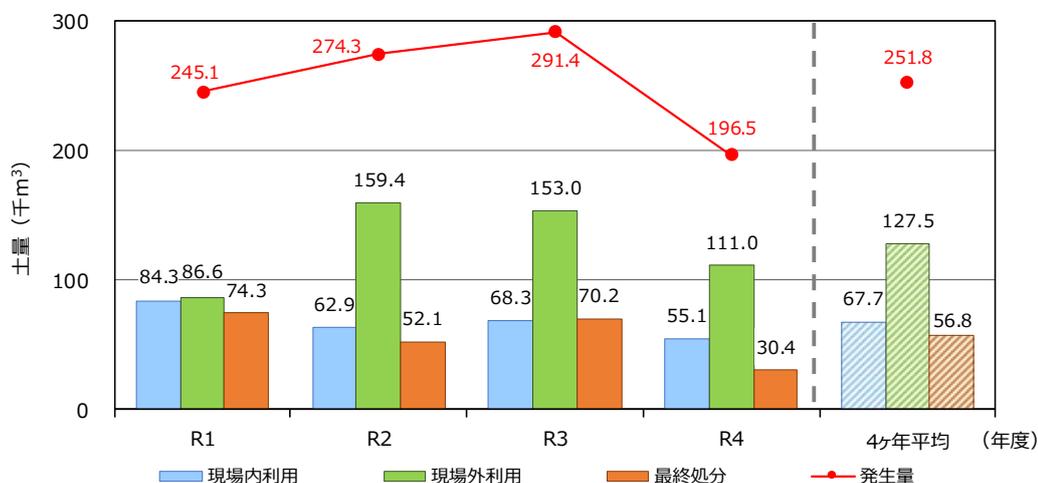
- ・ 過去4年間の発生量は200～290千m<sup>3</sup>であり、令和3年度まで増加傾向にあったが、令和4年度には減少に転じた。
- ・ 発生土の土質区分は、第1種から第3種建設発生土の合計で約7～9割を占める。また、令和元年度を除き、第4種建設発生土が約2～3割を占める。
- ・ 過去4年間の最終処分量は30～75千m<sup>3</sup>であり、年度によってばらつきがある。
- ・ 最終処分される土の土質区分は、第3種建設発生土以下の合計で約7～9割を占める。特に、毎年度浚渫土は約2割を占め、令和2年度以降は第4種建設発生土が約5～7割を占める。

b) 有効利用率

- ・ 過去4年間の有効利用率は70～85%（平均78%）であり、県の目標値80%の前後を推移している。

c) スtockヤードの対応

- ・ 有効利用率80%を達成するためには、目安として年間でおよそ18.5千m<sup>3</sup>の土砂をStockヤード等で有効利用する必要がある。
- ・ Stockヤードの受入対象土砂として、主に第1種から第3種建設発生土を対象とするのが望ましい。



静岡土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	70%	81%	76%	85%	78%
追加有効利用量 (千m <sup>3</sup> )	25.2	—	11.8	—	18.5

※有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量は、有効利用率80%を達成しなかった年度の平均で算出した。

図 2.13 建設発生土 発生状況 (静岡土木事務所)

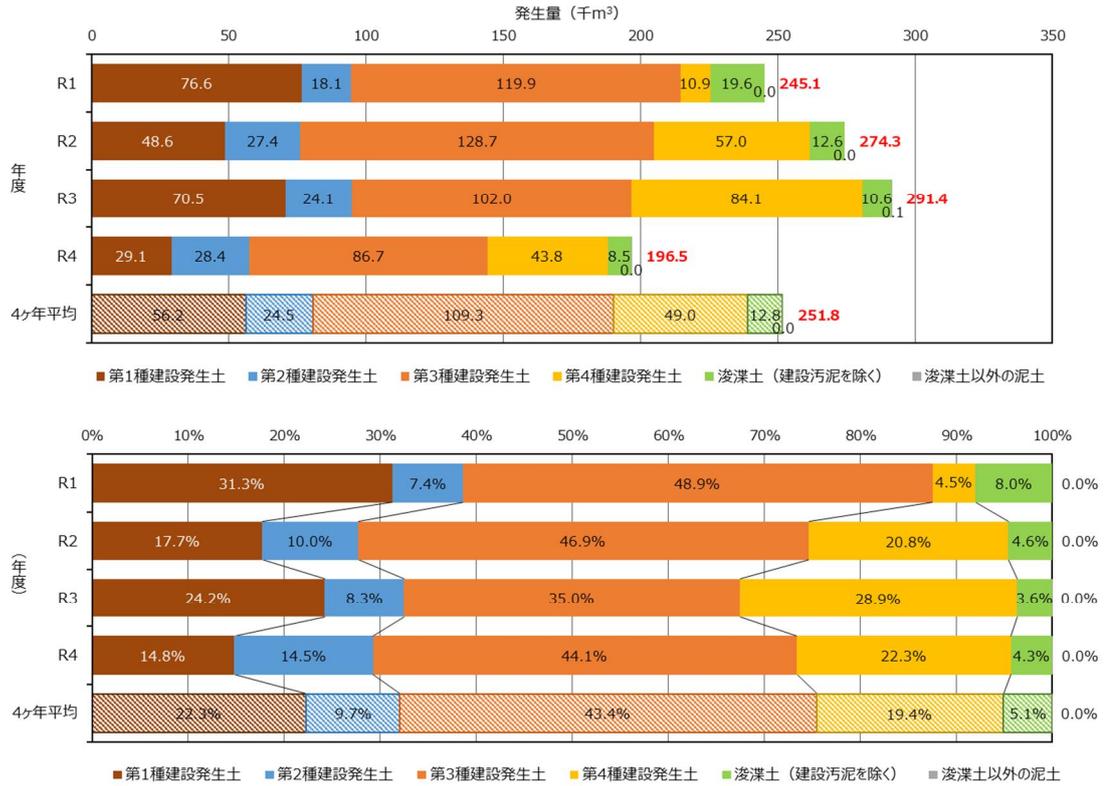


図 2.14 発生量 土質区分別内訳 (静岡土木事務所)

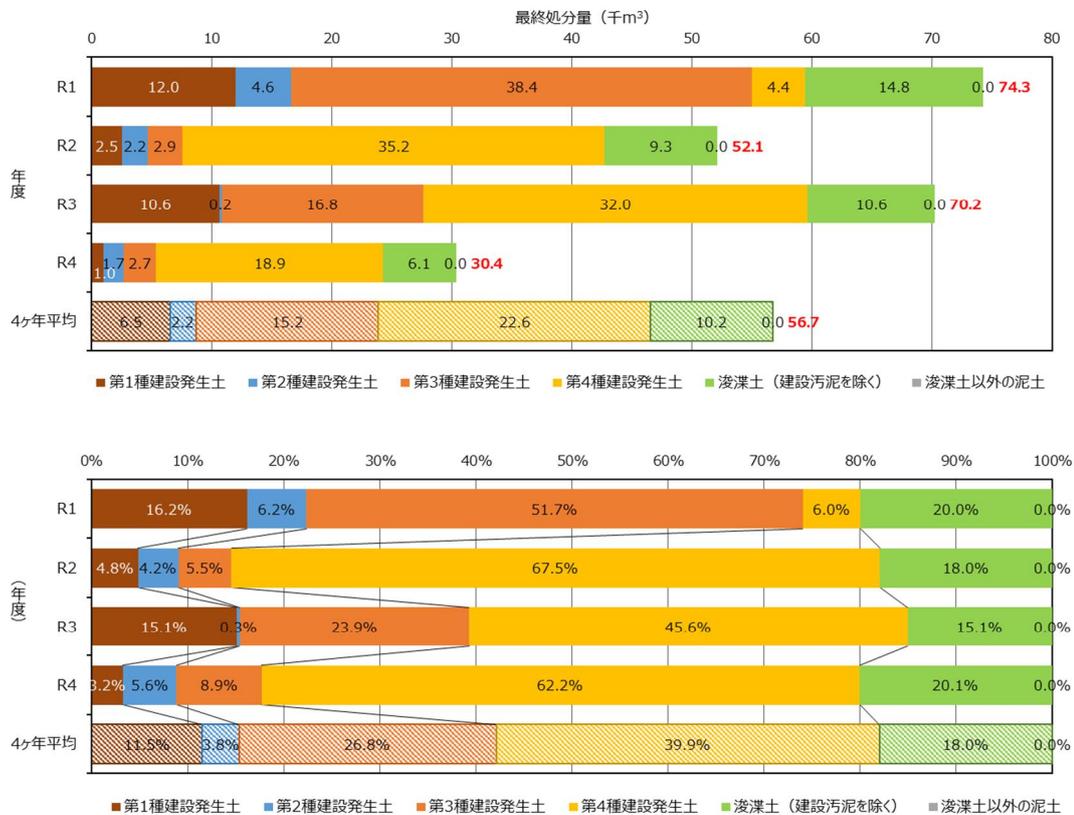


図 2.15 最終処分量 土質区分別内訳 (静岡土木事務所)

(6) 島田土木事務所管内

a) 土量・土質区分の現状

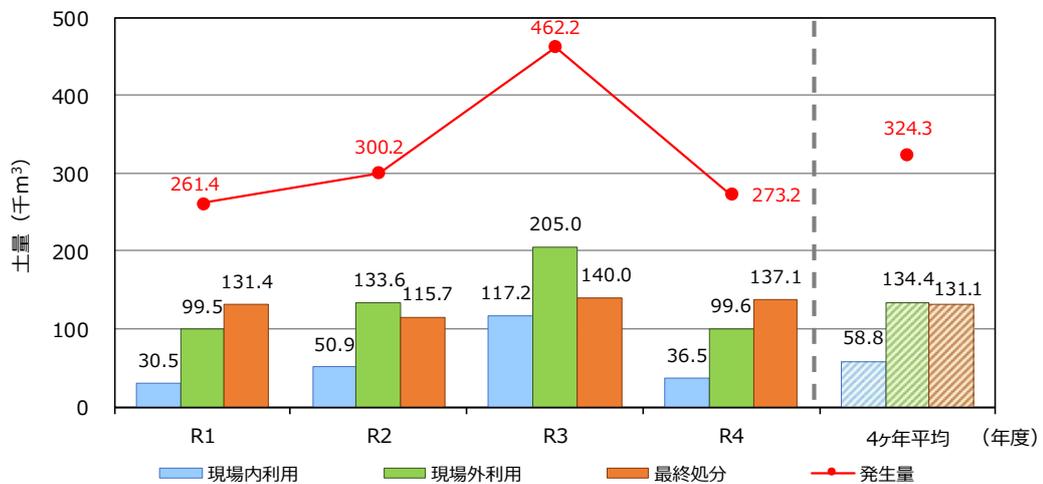
- ・ 過去4年間の発生量は260～460千m<sup>3</sup>であり、令和3年度まで増加傾向にあったが、令和4年度には減少に転じた。
- ・ 発生土の土質区分は、第1種から第3種建設発生土の合計で約5～6割を占め、第1種建設発生土の割合が増加傾向にある。また、浚渫土の割合が約3～4割を占め、比較的高い。
- ・ 過去4年間の最終処分量は120～140千m<sup>3</sup>であり、横ばいの傾向にある。
- ・ 最終処分される土の土質区分は、浚渫土が約5～6割と高い割合を占める。

b) 有効利用率

- ・ 過去4年間の有効利用率は50～70%（平均58%）とばらつきがあるが、いずれも県の目標値80%には至っていない。

c) スtockヤードの対応

- ・ 有効利用率80%を達成するためには、目安として年間でおよそ66.2千m<sup>3</sup>の土砂をStockヤード等で有効利用する必要がある。
- ・ Stockヤードの受入対象土砂として、第1種から第4種建設発生土に加え、浚渫土までを対象とする。よって、必要に応じて浚渫土が受入可能となる土質改良機能を追加することが望ましい。



島田土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	50%	61%	70%	50%	58%
追加有効利用量 (千m <sup>3</sup> )	79.1	55.7	47.6	82.5	66.2

図 2.16 建設発生土 発生状況 (島田土木事務所)

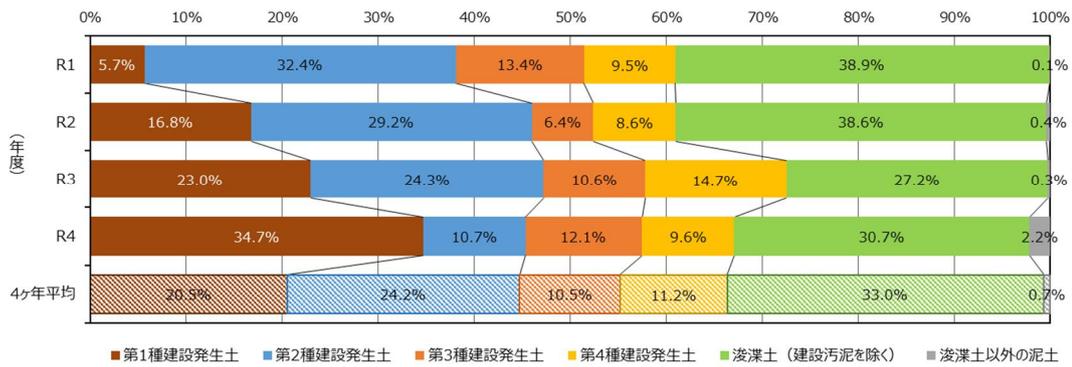
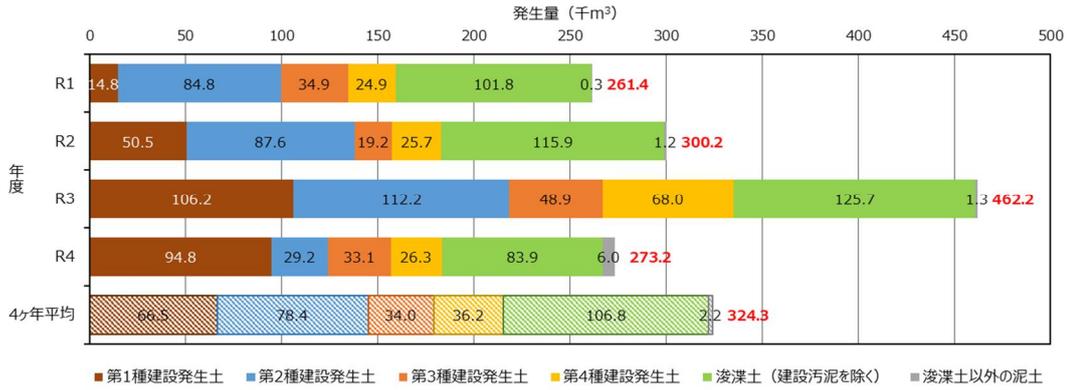


図 2.17 発生量 土質区分別内訳 (島田土木事務所)

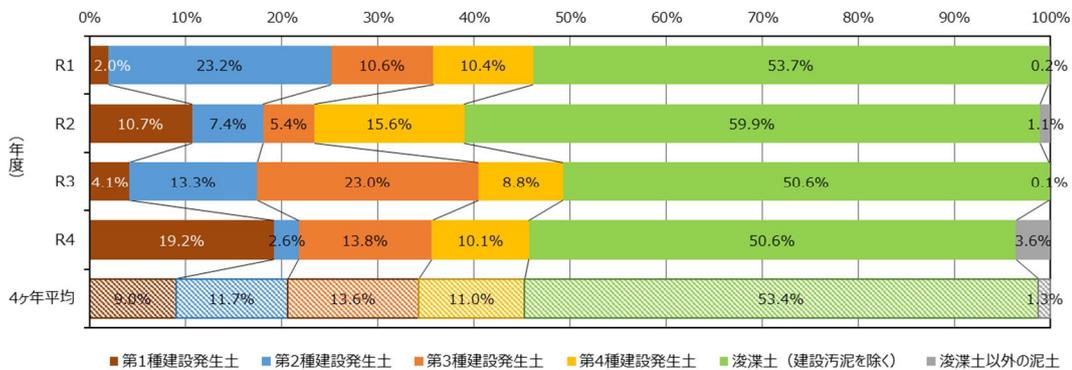
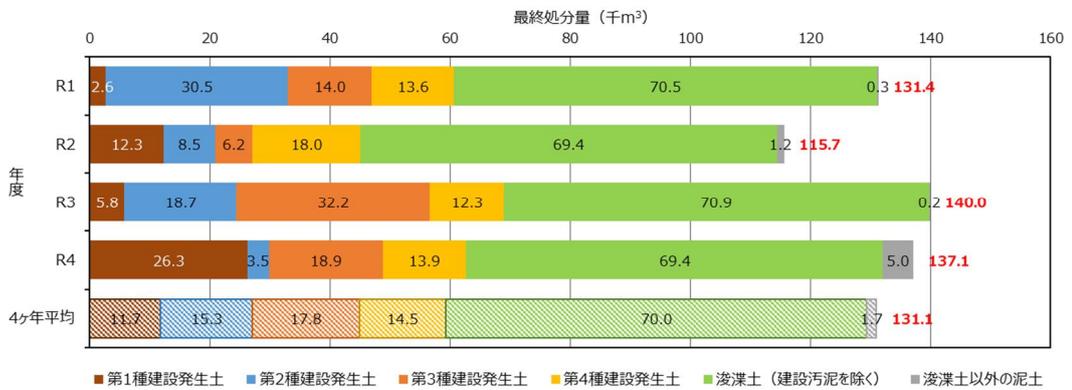


図 2.18 最終処分量 土質区分別内訳 (島田土木事務所)

(7) 袋井土木事務所管内

a) 土量・土質区分の現状

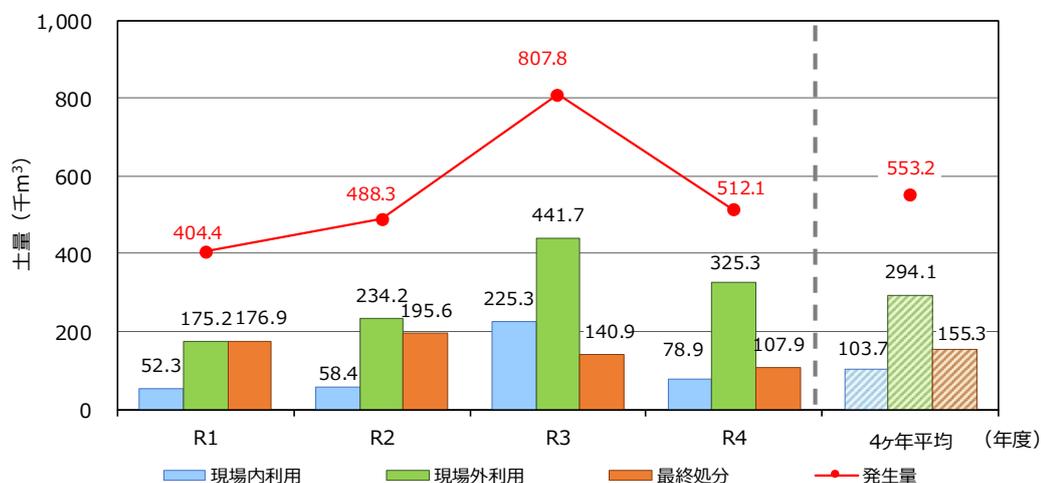
- ・ 過去4年間の発生量は400～810千m<sup>3</sup>であり、令和3年度まで増加傾向にあったが、令和4年度には減少に転じた。
- ・ 発生土の土質区分は、第1種から第3種建設発生土の合計で約7割を占める。また、浚渫土の割合が約1～2割を占める。
- ・ 過去4年間の最終処分量は110～200千m<sup>3</sup>であり、令和2年度以降減少傾向にある。
- ・ 最終処分される土の土質区分は、第1種及び第2種建設発生土の合計が約2割と低い割合である一方、第3種及び第4種建設発生土の合計が約6～7割を占める。

b) 有効利用率

- ・ 過去4年間の有効利用率は56～83%（平均69%）とばらつきがあるが、令和3年度以降有効利用率の向上がみられる。

c) スtockヤードの対応

- ・ 有効利用率80%を達成するためには、目安として年間でおよそ66.5千m<sup>3</sup>の土砂をStockヤード等で有効利用する必要がある。
- ・ Stockヤードの受入対象土砂として、主に第1種及び第2種建設発生土を対象とするのが望ましい。



袋井土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	56%	60%	83%	79%	69%
追加有効利用量 (千m <sup>3</sup> )	96.0	98.0	—	5.5	66.5

※有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量は、有効利用率80%を達成しなかった年度の平均で算出した。

図 2.19 建設発生土 発生状況 (袋井土木事務所)

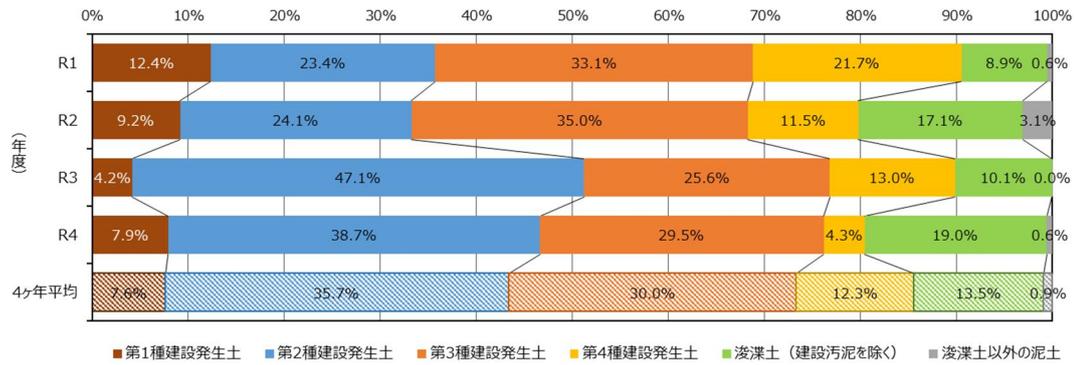
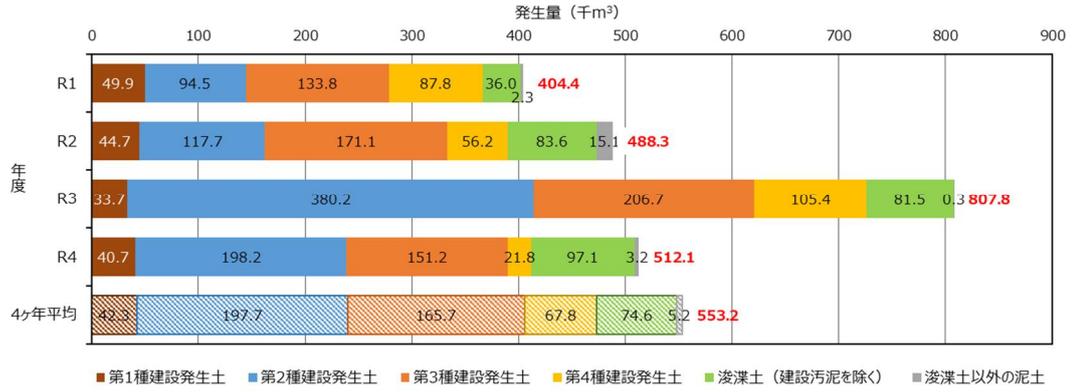


図 2.20 発生量 土質区分別内訳 (袋井土木事務所)

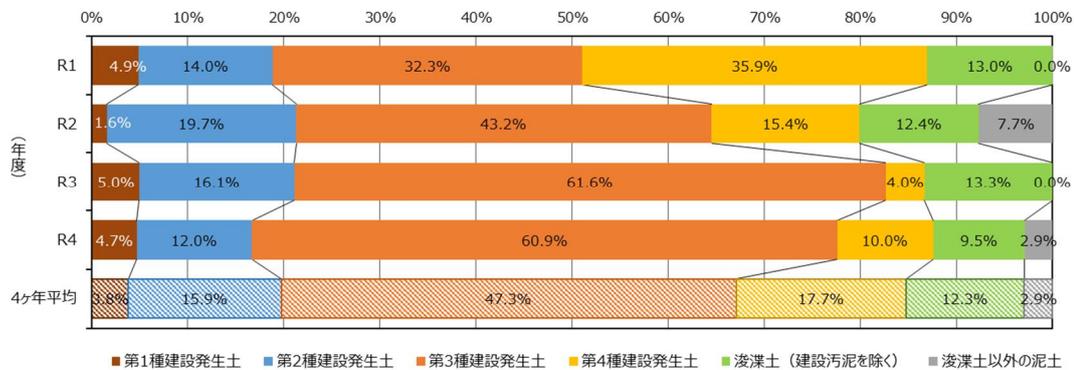
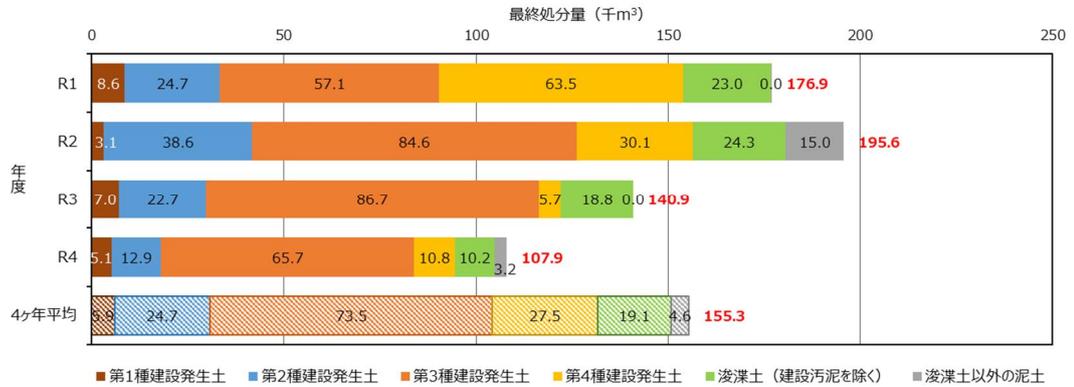


図 2.21 最終処分量 土質区分別内訳 (袋井土木事務所)

(8) 浜松土木事務所管内

a) 土量・土質区分の現状

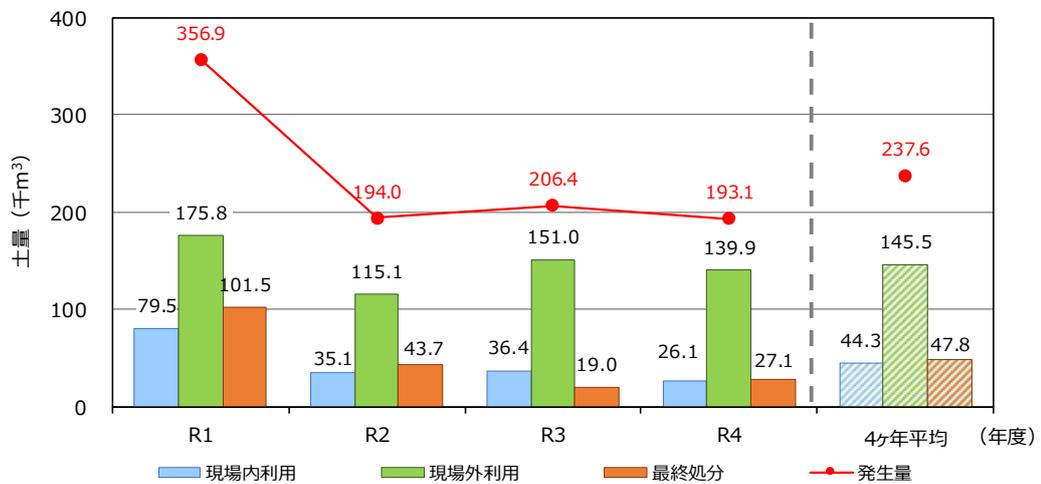
- ・ 過去4年間の発生量は190～360千m<sup>3</sup>であり、令和元年度から令和2年度にかけて大きく減少した後、横ばいの傾向にある。
- ・ 発生土の土質区分は、第1種から第3種建設発生土の合計で約7～9割を占める。また、浚渫土の割合が増加傾向にあり、約1～2割を占める。
- ・ 過去4年間の最終処分量は20～100千m<sup>3</sup>であり、発生量同様に令和元年度から令和2年度にかけて大きく減少した後、横ばいの傾向にある。
- ・ 最終処分される土の土質区分は、第1種及び第2種建設発生土の合計で7～8割を占める。

b) 有効利用率

- ・ 過去4年間の有効利用率は72～91%（平均81%）であり、令和3年度以降は県の目標値を達成している。

c) スtockヤードの対応

- ・ 有効利用率80%を達成するためには、目安として年間でおよそ17.6千m<sup>3</sup>の土砂をStockヤード等で有効利用する必要がある。
- ・ Stockヤードの受入対象土砂として、主に第1種及び第2種建設発生土を対象とするのが望ましい。



浜松土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	72%	77%	91%	86%	81%
追加有効利用量 (千m <sup>3</sup> )	30.2	5.0	—	—	17.6

※有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量は、有効利用率80%を達成しなかった年度の平均で算出した。

図 2.22 建設発生土 発生状況（浜松土木事務所）

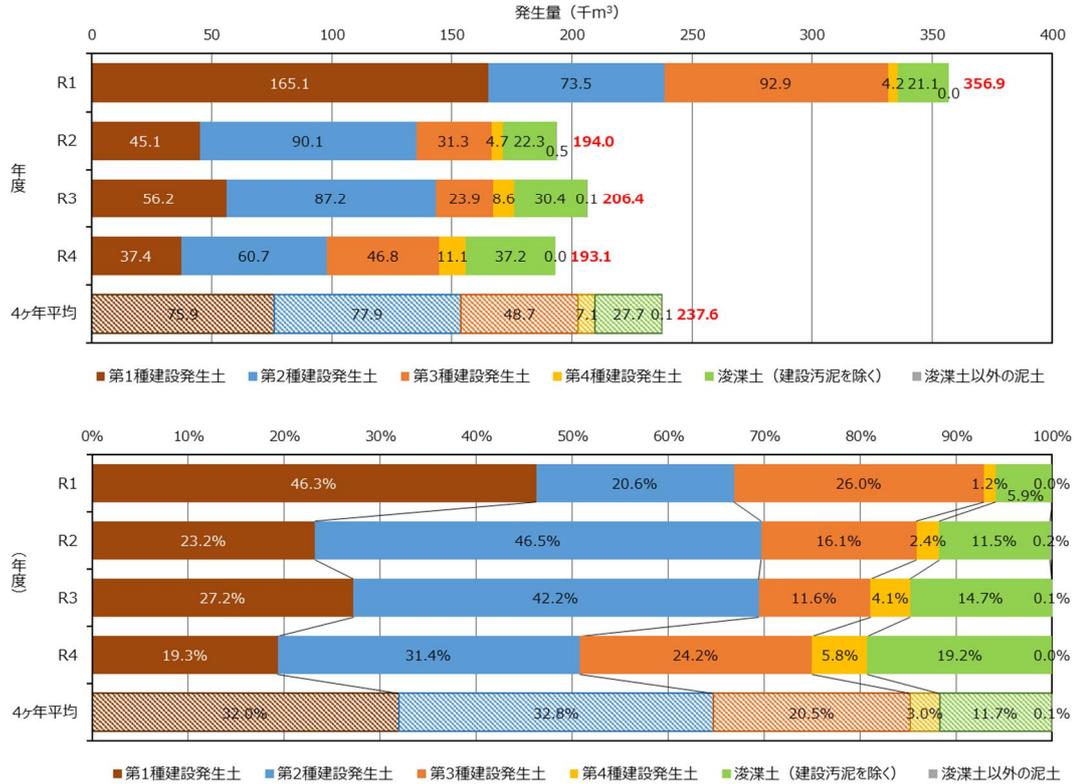


図 2.23 発生量 土質区分別内訳 (浜松土木事務所)

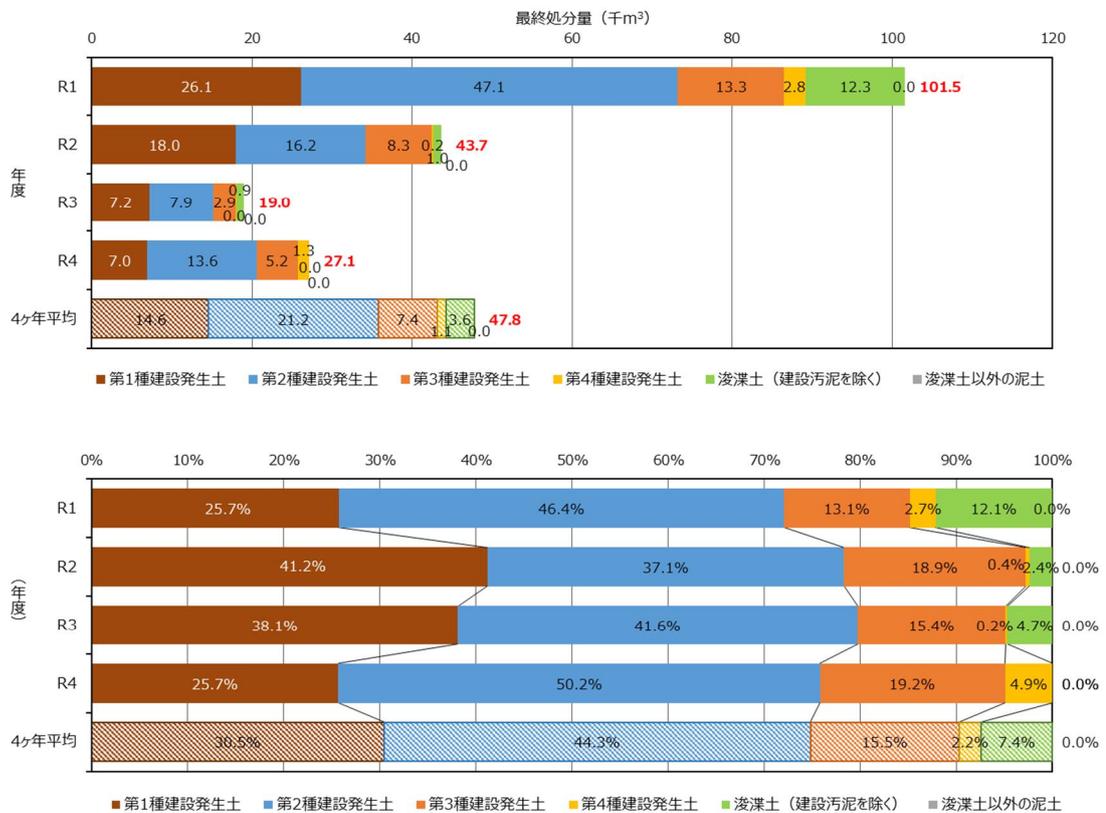


図 2.24 最終処分量 土質区分別内訳 (浜松土木事務所)